
平成27年 第4回（定例）吉 賀 町 議 会 会 議 録（第3日）

平成27年12月15日（火曜日）

議事日程（第3号）

平成27年12月15日 午前9時00分開議

- 日程第1 一般質問 1. 庭田 英明 議員
2. 大多和安一 議員
3. 桜下 善博 議員
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問 1. 庭田 英明 議員
2. 大多和安一 議員
3. 桜下 善博 議員
-

出席議員（11名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 桑原 三平君 | 2 番 大多和安一君 |
| 3 番 三浦 浩明君 | 4 番 桜下 善博君 |
| 5 番 中田 元君 | 7 番 河村 隆行君 |
| 8 番 藤升 正夫君 | 9 番 河村由美子君 |
| 10番 庭田 英明君 | 11番 潮 久信君 |
| 12番 安永 友行君 | |
-

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中谷 勝君 副町長 岩本 一巳君

教育長	青木 一富君	教育次長	坂田 浩明君
総務課長	赤松 寿志君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	宮本 泰宏君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	光長 勉君
柿木地域振興室長	三浦 憲司君	出納室長	谷 みどり君

午前9時00分開議

○議長（安永 友行君） それではただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。

7番目の通告者、10番、庭田議員の発言を許します。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） おはようございます。2点通告をしてありますので、順次質問をしていきます。

まず、教育長に高校の支援ということについて通告をしてありますので、御答弁をお願いしたいと思います。

支援ということですけど、これ通告してからですね、ちょっと支援ということでもいいんだろうかという疑問が湧きました。

と言いますのは、吉賀高校が発行してます「めたせこいあ」という新聞がありますが、その中で齋藤校長がこの未来を変えた島の学校という本を紹介しております。

これを読みますと、その島前高校のことが書いてあるわけですけど、支援という町とですね、あそこは3町で島前高校が成り立っているわけですけど、その結局県立高校だからということで支援という言葉を使った場合は、どうしても距離感が湧いてくる。結局高校というものは、基本的に考えて吉賀高校も当然そうなんですけど、町がそのまちづくりの中でどういう位置づけをするかということだと思うんですね。

ですから、支援ということは少し上から目線のような気がしまして、協働ということで質問をさせていただきたいと思います。

特に教育委員会制度が改正されまして、新しい制度が本町では11月から導入されて、教育長の権限というものが大変この重くなったといいますか、責任が教育長にかかってきたわけであり

ますけど、そのことを踏まえて、ぜひ前向きな御答弁をいただきたいと思います。

このことは9月の定例で前の教育長にお聞きしたことでありますけど、行政の継続性ということで、新しい教育長がどのようなお考えを持っておられるのかということ、再度確認をしたいと思ひまして質問をいたします。

私たちは教育を語るときにややもすると、その目先のことに走りがちなのがあるような気がします。

例えば、子どもが減るから学校の統合再編あるいは高校にしてもそうなんですけど、対処療法的なことで済まそうとするわけなんですけど、それはまちづくりの中で物事を考えたときに、基本的な解決にはならないと思うわけです。まず、そのなぜその再編なり統合が起こってくるかということを経済的に解決する道、そこを考えないとなかなか解決にはつながらない、そのように考えております。

吉賀高校は本町にとりまして最高学府であります。ここが未来を存続できるということは、まちづくりはしっかりと行なわれている、行政がしっかりと機能しているということと、教育委員会におきましては、幼保小中の学校教育、そして家庭教育、社会教育がしっかりと行なわれている、その結果が吉賀高校の存続につながるんだと思っております。

その高校だけの存続、存続のための存続というのは、まずあり得ないと思っております。

そのためにもしっかりとしたまちづくりの計画を立てて、取り組む必要があると考えております。

「めたせこいあ」によりますと、これはこの島の未来を変えた島の学校の島前学校の言葉を引用されておるわけなんですけど、生徒が行きたい、そして保護者が行かせたい、そして地域は生かしたい、それで先生達は吉賀高校に赴任したい、そういう魅力ある高校づくりに取り組んでおられます。

来年の8月には（ ）60人の全国の高校生が参加して、今、滝口先生が取り組んでおられます地域創造コースの高校生自然環境サミットが、全国の高校生が集まって吉賀高校で開催をされます。

まだまだ緒についたばかりではありますが、高校は高校としてその魅力化に取り組んでおられます。

そこで町の教育委員会として先ほども言いましたように、県立だからということではなくて、その町としてどのような取り組みをされていくのかということをお聞きしたいと思います。

私達の時代もそうでありましたが、吉賀高校は、吉賀高校に限らず、競争率の低い学校というのは生徒さんが非常に多様化して、いろいろな考えを持った、夢を持った、希望を持って生徒さんが入学してくるんだと思っております。

私が入学した時も、卒業生の2クラスあったわけですけど、卒業生の5人か6人は当時はあまり私は勉強していませんでしたけど、吉賀高校を卒業して広大、山大とか国立の大学に行かれて、卒業された方もおられます。また、当時ほとんどの人が就職をされていったわけですけど、現代もそういう学力の差もあるでしょうし、進路の差もある、いろいろな多様な生徒さんを受け入れている高校だと思っております。

そこでその子ども達の夢を満たすためには、教師も大変な苦勞がいるわけでありまして、進学校なら進学校1つで、進学コース1つでできるわけですけど、吉賀高校の場合はそういう学校ではないと考えております。

そこで今、町と学校のコーディネートするコーディネーターの方がおられますけど、学校と生徒、あるいは地域というコーディネートする方がおられません。その人材をぜひ配置すべきだということを9月にも質問したわけですけど、まずそこを新しい教育長どのように考えておられるかお聞きしたいのと、それに関連いたしまして、学力の向上というのは学校にとっては第1番の目的でありますし、これは特に国公立を目指す子どもさんにとっては非常に大事なことだと思っております。

田舎でありますので塾もありませんし、学ぶ場がなかなか学校以外にないということで、公設の塾を設けてはどうかという質問を9月にしています。

多分、通告書に行政の継続性ということを書いてありますので、9月の議事録は読んでいただいておりますので、前の教育長がどういう答弁をされたかというのは御存じだと思いますので、その辺のところをまず人材の配置と公設塾の設置に関して、新しい教育長どのようにお考えかお聞きをしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 改めまして、おはようございます。

それでは庭田議員からありました、高校の支援と申しますか、高校との協働歩調ということについての御質問でございます。まずこれについてはお答えをしたいと思います。

まず最初に私11月からかわったわけですが、そのスタンスはどうなったのかという御質問でございますが、長の変更がありましても行政運営は継続というものが原則でありまして、その意味からも高校支援につきましては前教育長同様、今後もその存続に向けて関係機関等協力し合いながら実行してまいります。

そういうスタンスの上でいったということで、たつて御質問にお答えをいたします。

まず最初の御質問であります。人材派遣ということで、コーディネートはどうかのと、現在学校にコーディネーターは配置されているが、学校と生徒、学校と地域のコーディネートはされていないという御質問でございました。

まず現在、吉賀高校で支援コーディネーター1名を平成24年度から配置しております。これは高校と町、さらには高校と住民の調整役という位置づけでございまして、町と高校だけのコーディネートをしているわけではございません。また加えて、中高一貫教育などにも携わっていただいております、高校からも絶対になくてはならない存在ということの認識をいただいております。

また、人材支援ということに関連いたしまして、高校存続のために平成28年度から町長部局におきまして、高校支援を担当する部署ということで、総務課内に内室を設置する計画であります。

教育委員会としても歩調を合わせて、さらなる支援を行っていく予定でございます。

また、公設の塾という御質問でございます。

町には学習支援員が1名配置しておりますが、この学習支援員による公設塾では高校生は対象としておりません。が、中学生を対象として夏季学習等は行っております。その際には、吉賀高校生1、2年の生徒ですが、そういう方達や吉賀高校を卒業した大学生に講師をお願いするなどいたしまして、吉賀高校生のイメージアップということにつなげております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 28年から対策室を設けるという御答弁がございました。大変結構なことだと思います。

先ほどから申してますように、やはりその高校という大きな存在を捉えるときに、こういう室は、室でも課でもよろしいんですけど、ぜひ必要だと思っております。

それと教育委員会と町長部局を結ぶ、これもまたスムーズになってくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ優秀な人材を配置していただきますようお願いではありませんけど、要望をしておきたいと思います。

それと塾のことですけど、学力の向上ということで二、三、紹介しておきたいと思いますが、北海道の足寄高校というのがございます。大変多くの生徒さんを輩出して、鈴木宗男氏とちょっと名前を忘れちゃったけど歌手の、私の頭みたいな歌手がおると思うんですけど、そういう歌手を輩出した高校であります。今は、進学校として結構な国公立に卒業生を送り出しているところであります。

この高校は町で塾をつくりまして、学力の向上、偏差値のアップ、これは保護者のアンケートによりまして、偏差値のアップと大学の進学率がアップできるような高校にしてほしいということで塾をつくったわけですけど、町は年間3,000万円を投入しております。

ここは民間がやっておるわけですけど、3名の講師の方でバース47という民間企業がやって

おるわけですけど、それが民間がいいとか悪いとかではなくて、これによりまして高校進学率も上がってますし、入学者もふえているということであります。

また、島根県では中山間地の魅力化アップ事業の導入をしまして、お隣の津和野町さん、あるいは飯南高校と島前高校といろいろな高校がコーディネーターを配置して、公設の公立の塾をつくっておられます。いずれも成果が出ております。

ぜひ中途半端なことではなくて、こういう事業がまだ続くわけですので、導入しながら、ぜひ塾のその設置というのはするべきだと思っておりますので、御検討をお願いしたいと思います。

次に、寮の建設について質問をいたします。

私9月の定例で、寮の新設が必要なんじゃないかということを提案いたしました。

といいますのはきのうも少し出ましたが、来年の吉賀高校の志願者を見れば、いずれその中高一貫を充実したところで、生徒さんの人口推計あるいはそのさまざまな子ども達の規模、それを考えれば、当然外部から生徒さんを受け入れないと、なかなか存続というのはできないと考えております。

その節に私は9月の定例で、食を中心とした寮の建設というものを提案いたしまして、前教育長もそのことに対しての答弁をいただいております。

なぜ食かということですけど、今、各大学がこれも新聞の報道ですけど、朝食から学食から全部、子ども達の健康と親御さんの負担を軽減するために取り組んでおられます。

前、私は少し問題発言ということで御指摘も受けましたが、今の子ども達が本当に満足な朝食をとりながら学校に来ているかという、必ずしもそうではないと私は思っております。

その時の少し適当でない発言が親御さんの反感を呼んだのかもしれませんが、事実は事実としてきちっと受けとめなければならないと思っておりますし、そのときにせつかく有機農業というまちづくりの中の一つの柱があるわけですので、その食材を利用した食事の提供というのもこの高校の魅力化の一つ、よそから子どもさんを引き寄せるときの魅力の一つじゃないかと思って提案したわけであります。

その時に前教育長は、食の提供と交流ができる寮の建設ということを答弁されております。そして、平成29年4月1日の開所を目指すということも答弁をされております。

新しい教育長になられて1カ月以上たったわけですけど、この答弁のとおりに進捗しているのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） それでは吉賀高校の寮の問題につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、9月定例会で前教育長がお話しました、現在あります吉賀高校の盛岳寮、それを取り壊

して、新しい寮につくるというお話がございましたが、その方向性が変わってきております。

結論から申し上げますと、当初計画しました現存する寮の改築計画は、一旦保留ということでございます。

その理由は財源的問題です。当初、県との話では起債の町費負担分について県が補填するというふうなお話を申し上げておったと思いますけど、その点につきまして、県との認識に食い違いがございました。

そのため、既存の寮を改修するという案については、ただいまのところ保留とさせていただいているところであります。

また、加えて後々の維持管理費などの負担を考えますと、別の方策が好ましいのではないかと
いう考えのもとから一旦保留とさせていただきました。

しかし、前教育長がこれまでの一般質問の中で発言されておられます平成29年4月1日からの、いわゆる寮に相当するものの供用開始ということにつきましては、何としても達成したいと考えております。

ですから、高校の寮という位置づけではなくて、また別な方法を現在模索中でございます。

引き続きあらゆる可能性を考えて、その実現に向けて努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 保留ということでしたけど、保留ということはまた復活もする
ということなんでしょうか。

それと町の3割分の負担は県が負担するというお話でしたけど、それはその意見が食い違った
ということだったんですけど、それはどういうことだったんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） この寮の件につきましては、前教育長と県教委の話では過疎債を適用さ
せてやりたいという話だそうでありました。

過疎債であれば3割負担を、3割部分を町村が負担すると、その部分を県が負担しようという
ことであつたようでございますけれど、この過疎債適用については非常にハードルが高いという
ことで、県とすれば交流センターとしても、寮部分の3割しかみる気はなかったということでご
ざいました。

ということで、いわゆる真水で全額吉賀町が負担するというのは非常に困難な部分があるとい
うことなので、その財源部分については今後検討しながら対処していこうということで保留にさ
せていただいたということで、県とすれば何といいますか、きちんとこれが過疎債適用になるか
どうかという調査を財務当局には電話で寮の建築をということになると、寮はだめですよ、交流

センターならいかがですかと、交流センターなら大丈夫じゃないでしょうかというような程度の協議であったと、県内部で。

で、私どものところへ、そういったことでいつやるのかという、今度は別の課からきたときに、うちの財政当局ではとてもこれでは過疎債を発行する条件には当たらないので、非常にハードルが高いということなので、今後のこともありますので、県教委に問い合わせをいたしますと、いわゆる、ああいう小規模校では、舎監は先生にさせるわけにいかないというようなことでございますし、何もかも100%町がみてやるということにはなかなかならない。

そういった状況の中で、財源が当初の計画では1億6,000万円とかいうような状況を、真水で町が出すことにはなかなかないであろうというところから、その事業については保留ということにさせていただいたところです。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 教育長にの通告でしたけど、町長お答えになったわけですけど、それはそれとしてですね、少し釈然としないところがあります。

これは教育長に通告はないんですけど、お聞きしておきたいと思いますけど、七日市小学校の建設の時にいろいろな問題が出てきて、結局、工期もおくれるし、お金も随分な余分なお金を使ったわけでありまして。そして、住民との皆さんの間には少なからずの溝の、行政との間の溝も残ったわけでありまして。

何が問題だったかということを教育長にお伺いをしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 七小問題の時点では、まことに申しわけございません。私、別な部署に所属しておりましたので、そういうふうな分析もしておりませんでしたけど、私が今この職につきまして、当時のことをそれなりに振り返ってみますと、説得よりも納得という手法が足らなかったのではないかとというふうに気がいたしております。

納得というか説得しようということで取り組んだために、住民の皆様が納得できなかったとそれに尽きるのではないかとというふうな私としてはそういう見方をさせてもらっております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 高校というのは、人脈の大変いまサクラマスの授業に取り組んでいますけど、高校人脈というのは、まちづくりにとって大変重要だといわれております。

この本に書いてありますように、夢をかなえてふるさとに帰るのではなくて、夢をかなえて帰る子ども、ぜひそういう子どもさんを育てていきたいと思います。

高校というのは、移住者にとりましても住民にとりましても、入ってくる理由にもなるし、出

ていく理由にもなるわけです。大変重要な位置を占めておるところでありますので、ぜひ対策室もできるようでありますので、教育委員会と町長部局が一緒になって前向きな施策をぜひ打ち出していただきたいと思います。

次に、これも9月の定例で質問した事項ですけど、農薬の空中散布について町長にお伺いをいたします。

まず第1に私が考えますのは、一番その農薬の影響を受ける子どもさん達の健康、そして、有機農業環境王国という環境を大事にした、人の命を大事にするという町の理念が、定住の促進につながるということ、それと有機農業の普及、TPPも入ってきてまして、今の米の食味ということブランド化をするということでしたけど、今朝のニュースでも特Aの米は全国各地で今朝は岡山も青森も出てましたけど、特Aで売り出している米のブランド化というのが、果たして悪いことではございませんけど、それにプラス有機ということを加えないと、なかなか勝ち残るわけにはいかないし、農家のその育成にもならないと考えております。

そこで空中散布、9月の定例で子どもさんたちに与える、脳に与えるいろいろな影響とか、高濃度の農薬を散布するのがどれだけ恐ろしいことかという事例をお示ししたと思うんですけど。

この度はこの高濃度の農薬は、ポジティブリストは御存じだと思いますけど、その中でドリフトした農薬は、この場合は米と大豆とカメ虫と思うんですけど、そのドリフトした農薬は、他の作物に、特に作物にかかった場合、今、農業公社が主体となってやっておるわけですけど、これの補償をどこがするのかということをお聞きしたい思います。

こういう例はたくさんありましてですね、今、言いましたように、米にかかる農薬が野菜にかかったらアウトなわけです。それは例えばトマトにかける薬がメロンにかかってもアウトなわけです。そのぐらい厳格な制度であります。

例はたくさんあるわけですけど、ここに県名は書いてないんですけど、りんご農家が薬をまきました。それは、ほかのりんごにかかって4,500万円の損害賠償を求められております。近くでは周南市の春菊が、この市場の検査でひっかかって出荷停止になっております。

ただ、さまざまな例があるわけですけど、町の場合、まだそういう事例は出ていませんけど、もし出た場合にどこが責任をとるのかということ、まずお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 庭田議員の2問目の質問でございます。農薬の空中散布についてということでございますけれど、これにつきましては、前回の定例会でも御質問いただいたところでございますけれど、まして農業公社につきましては、合併前から吉賀町の農業で予防ということやってきておるところでございますけれど、これがいわゆるドリフトで被害があった場合ということでございます。

これまでも御存じのようにヘリコプターで無人ヘリであるわけでございますけれど、オペレーターとまたもう1人、向こう側といいますか、いわゆる田んぼの切れるところにながら連絡を取り合いながら散布しておるわけでございますので、隣近所の圃場に入るといことはまず考えられないような状況でございます。

散布のときに突風とか風が吹けば、多少は近くに全く飛ばないということはないかと思えますけれど、そういった状況でございますので、まずそういったことはないというように思っております。

以前散布でなしに、Iターンの方が無農薬でつくっている圃場の上を飛んだということで、散布していない上を飛んだということでクレームがきたので、それについては補償を農業公社のほうでしております。

そういったことで、まず近くで野菜または無農薬でつくっておる田んぼの近くでは散布をしないということを基準にしておりますので、まずこういうことは起きないというように思っておりますし、例え出た場合は、農業公社のほうで補償をするという考え方でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） まずは起きないということですが、ここに農業公社の無人ヘリ防除日程というのがあります。

7月の終わりから8月のこれは予備日を入れて23日までの計画が出ておるわけですけど、その中でですね、これは国の指針もそうなんですけど、注意事項として水田の近くの家屋では散布中は窓を閉めてください。また、洗濯物は屋内に入れてください、というのがあります。散布中は散布区域に立ち入らないでください。さまざまなことが書いてありますし、無人ヘリ1口メモでは、無人ヘリで使用する農薬は低毒性の最新登録されたものをまいておるということがうたっております。

今ですね、アメリカ、ヨーロッパでは、農薬の規制がだんだん広がってきてます。

単位面積当たり農薬を、1番多用するのは韓国でありまして、2番目は日本であります。その順に子どもさんの障がいが増えておるという統計があります。

飛散しない、あるいは安全であるなら窓を閉める必要もないし、洗濯物を取り込む必要もないわけであります。

農薬は毒ガスの副産物でありますし、肥料は爆弾の副産物であります。決して町長が言われるように国がその示したから安全なんだということは、決してないわけでありまして、むしろ薬というほうがおかしいわけでありまして、毒なわけであります。

そこで、それはそれとして私は今、農業公社が責任をとるんだというお答えでしたけど、むしろ、今から人口ビジョンを達成し移住者をふやしていくという考えのもとにまちづくりをするな

ら、まちづくりの理念に合った方法をとるべきだと思っております。

その意味で、ぜひ農業公社の会長が町長ですので、この空中散布を町長みずからが旗を振ってするということは、あまり好ましいことではないと考えております。

でありますから、むしろどうしても必要というのであれば、生産者なり、何なりの組合を設立して、そこが事業主体となってやるべきではないかと思っておりますけど、町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 先ほどの、いわゆる防除の前に無線で連絡してあります。これ、最悪の場合といいますか、突風が吹いたりすれば、多少周りに散るということもありますので、安全のためにはというようなことで注意喚起といいますか、お願いしておるということで、そこまで飛散するからそうしてくださいと言っておるわけではございません。

また、やはり農業、こうして合併して吉賀町になりましたけれど、旧六日市の場合は、農工並進という形で、農業の機械化、省力化というのをやってきました。

旧柿木におきましては、議員がおっしゃいますような有機農業ということでやってきております。やはり、この農業につきましても、自給だけの農業というわけにはまいりません、吉賀町の場合。

議員は、慣行農業を否定されるようなことを言っておられますけど、やはり慣行農業でやっておる地域も多いわけでございますし、それがどの地域もそういった有機農業だけでやっ取るわけではないわけで、それがまちづくりの障害になっておるとは、全国そういった、今まで肥料、農薬といった、まいとる、まいて生産しております。

人口は幾何学的にふえると言いますけれど、農業生産というのは算術数的にしかふえないということで、ああしてや肥料使いながら、化学肥料使いながら農業生産をしてきたわけでございますので、昨日も8番の議員がおっしゃいましたように、まだ世界では飢餓なところがあるわけです。そういったところで、やはり食料を増産していかなきゃならない状況はあります。また生活していかなきゃならない状況がある中で、やはり全てが有機農業で対処できるかという、そういうことにはならない。やはり合併した町のよさよさを取り入れながらやらなきゃ、片方を否定されてもなかなかそうはいかない部分があるんで、やはりそういったところは、やはりお互いが、それはどうしたらいいのかということとは。

で、今より、一変に、今のヘリコプターによる空散やめた場合、やはりいずれにしても防除をしていかなきゃならない場合、できなくなればやはり農地が荒れるということが出てきております。やはり、これは今まで空散を要望されてなかった方でさえ、地区でさえ、やはりああいったイモチとかが出れば生産量が減るから、農業公社のほうに防除してくれということで依頼がある

わけでございます。現実、そういう状況がある中に、はいじゃあ今の農業で、農業公社空散やめましようということになった場合、じゃこの農地が荒れた場合どうするかという。いろんなことで皆さん方おっしゃっておりますけれど、やっぱり総合的な判断をしていかないと、やはりこの町の、町をつくっていくのに、一部の意見、一部の考え方だけを取り入れてやるわけにはなかなかいかないのではなかろうかというように考えるところでございます。

○議員（１０番 庭田 英明君） 少し誤解があるようですが、決して慣行農業を否定しているわけではございません。まちづくりの中で、今から人口をふやしていく、移住者をふやしていくという中で、果たして空中散布が公の利益にかなうものかどうかということをお聞きしているわけでありまして、決して有機農業で全部やれと言ってるわけではございませんので、そこんところは誤解のないようにお願いをしたいと思います。

それで、最後になりますけど、今の、その防除計画は夏の暑いときです。しかも、朝の５時半からの計画だそうでございます。

例えば、小さい赤ちゃん、子どもさん、５時半といたら、まだ多分寢床に入っとるときだと思います。夏ですので窓ガラスはあいてます。そこに、実に原液の８倍というガスが漂ってきたときに、どうなんだということはしっかり考えていかなければならないと思います。

保健福祉課では、いろんなその介護予防なり、いろいろな予防事業を行っております。それによって保険料も県下よりは低い保険料だというデータも出ておりますし、企画は移住者をふやさなければならぬという使命がございます。

また、教育委員会に置きましては、食育なり何なり、子どもさんの健康と命を守るという使命もございます。

その中で、こういう一つの事案を、きちっと各課が検証する、そういう場はぜひ必要だと思っております。それは自分の課の事業を遂行するためと、公の利益、どっちが利益だと、どこの利益を守るんだという、その課内の話し合いの場が必要だと思うんですけど、そのようなことはなされているのかどうかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 健康増進事業、また定住対策、（ ）とも関連しておりますので、農薬散布自体が健康によい影響をもたらさないのではということでございますけれど、言うまでもなく、一方では農業を行う上では、生産手法といったものもあるわけでございますので、先ほど申し上げましたように、まちづくり全体でやってる、全国じゃあどの市町村も農薬、肥料まかないように、化学肥料まかないような農業を進めておるかという、いやそういうことでなしに、やはりちゃんとしたまちづくりはできておるわけでございますので、私はことさら、そういった懸念がされるようであれば、そういった各課での対策、教育委員会、保健福祉課での協議するよう

な場は設ける必要があるかとは思いますが、現代、いわゆる民家の近くとか、いわゆる近くでいわゆる野菜、無農薬栽培している圃場、そういったところは避けて、慣行栽培やってるようなところで防除の、いわゆる要望があったところへ行つとるわけでございますので、またそれも、この空散だけでなしに、たまたま、まくの原液の8倍でやってますけれど一般の方も何回かは、希釈倍数は大きいとは思いますが、何回かやっておられます。その近くでやるわけですから、そういった影響も出てくるのかということは調査する必要があるかも知れませんが、空散だけに捉えていうならば、そういったところの中でやつとるわけですから、私は影響は出てきていないというように思っておりますし、現場の方もそういったことはないであろうと、ないと言っておりますし、これをやめた場合は、やはり耕作放棄地が出る、放棄地が出てくる恐れがあるというようなことも言っておりますので、私が鶴の一声でやめろということでなしに、現場の意見、また生産者の意見、そういったものを取り上げながら、今の空散といったものをやつとるわけでございますし、議員がおっしゃいますように、組織化してということでございますけれども、組織化してこういうことができないから旧六日市町のときに農業公社といったものを設立して、農業の支援といったものをやってきておるわけでございますので、その点は御理解いただけたらという。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） なかなか、意見といいますか、かみ合わないようですので、そろそろ時間もきましたのでこの辺にしたいと思いますけど、まあ空中散布をやめたところは多々あるわけあります。ふえとるのも事実でありますし、これからはドローンで、多分散布をする機会もふえてくるんだと思っておりますけど。

J A豊橋、これ愛知県なんですけど、ここは住宅も混在しとるし、米と野菜が混在して生産されとる地域だそうでございます。ここは、空散をしとったわけですけど、結局、今のドリフトの問題、また健康被害の問題で、空散をやめて粒剤に切りかえております。結構、割高につくわけですけど、そのほうが公の利益を考えれば特だということで踏み切ったということでもあります。

それと、国からの調査依頼が来とるんですけど、ロンドンオリンピック、ヨーロッパは、特にオーガニックはもう主流でありまして、ロンドンオリンピックは、有機農産物、畜産物、全部有機で賄ったそうであります。東京で2020年にオリンピック、パラリンピックが開かれます。そのときも、ぜひオーガニックの物を使いたいということで、農水省のほうから調査依頼が来ます。私んところにも来ました。

もう、世界といいますか、世の中はそういう方向に進んでいるわけであります。環境を大切に、子どもたち、あるいは私たちの健康と命を大切にする町なら、ぜひ御一考をしていただきたいと思います。これで私の質問は終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、7番目の通告者、10番、庭田議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで、休憩いたします。10分間。

午前9時58分休憩

.....

午前10時11分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

8番目の通告者、2番、大多和議員の発言を許します。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 私は、今回は通告書に基づいて3件の問題を質問したいと思います。

まず1番目の、18歳選挙権に伴い吉賀町でも模擬議会をという質問でございます。これは、町長に質問いたします。公職選挙法が改正され、18歳から選挙権が与えられることとなり、来年の参議院選挙から実施されることになりました。若者へ選挙への関心を持ってもらうため日本各地で高校生や中学生を対象に、模擬議会が開催されたことを新聞やテレビで報道しております。つい最近でも、益田市議会が、益田東中学校の生徒を対象とした模擬議会が開かれたことへの報道がありました。

そこで、吉賀町でも年々投票率が低くなっておりませんが、これからの次代を担っていく若者たちへ選挙への関心を持ってもらうためにも、吉賀高校ほか町内の中学校の生徒を対象に、模擬議会を開催し選挙への関心を持ってもらうことをしたらどうかと考えておりますが、町長、これについていかがお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 大多和議員の、18歳選挙権に伴う吉賀町でも模擬議会をということでございますけれど、本年6月の公職選挙法の一部改正によりまして、選挙権の年齢が、満18歳以上に改められたところでございます。早ければ、来年予定されております参議院議員の通常選挙から適用されるということになるというふうに思っております。

今後につきましては、主権者教育及び若者の政治参加意識の促進に向けた町施策の実施や一層の充実が求められるというところでございます。

吉賀町選挙管理委員会では、町内の学校で取り組まれる選挙に関する学習、模擬選挙等を積極的に支援することとしております。学校側から要望があれば、選挙管理委員会が、出前授業を開催したり投票箱等の選挙備品を貸し出すことについて、先般、島根県選挙管理委員会を通じて、各学校へお知らせをしたところでございます。

こうした18歳からということですので、やはり、公平公正な判断ができるような偏った考え方にならないような、傾斜しないような教育が必要であろうというふうに思っております。

御提案のありました、模擬議会の開催につきましては、主権者教育及び若者の政治参加意識の促進の一環といたしまして、さまざまな自治体が行い続けておることが報道されておりますし、以前から各地でも行われており、随分昔でございますけれど、合併前に六日市町議会でも行われた記憶があるところでございます。

近隣の市町村におきましても、議員がおっしゃいましたように、益田市におきまして、また、隣の津和野町におきましても行われております。

津和野町におきましては、教育の一環として実施しておりまして、益田市におきましては、議会議員の立案、運営ということでやられておられます。

模擬議会につきましては、地方自治の仕組みや町の政策決定の過程、議会運営などを理解してもらうための有効な手段の一つであると考えておりますので、町のほうでも開催の検討をといったものをお願いするというふうに思っておりますけれど、議会議員の側から、やはり公正公平な判断ができるようないわゆる議会としての、やはりそういった検討もまた必要なんではなかろうかというふうに思っておりますので、町の執行部だけでなしに、議会側からもそういったような御提案をいただければ、お互いがこういった子どもさん方への政治意識の、また、政治参加、そういった意識をもっていただく授業はやっていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 前向きな回答をいただきまして、当然のことですが、議会としてもそのように提案をしたいと考えておりますので、町執行部も積極的に高校生、中学生に対しての開かれた模擬議会を開催したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、林道河津折元線の整備で、観光リピーターをとということで質問いたします。この質問につきましては、昨日1番議員の、公共事業の云々の質問の中で、町長は「無駄な公共事業はしません。」と、いうことを言われましたけども、私は、今回の提案は無駄な公共事業とは思っておりませんので、そのつもりで回答願いたいと思います。

河津金山谷から高尻への林道河津折元線、これは県営だそうですが、これの河津側から坂を登ってまいりますと、頂上付近に、北側の山並みが見晴らせる大パノラマが開かれる箇所があります。この付近は、町有林だと伺っておりますが、ここの場所に展望台を設け、邪魔となる周囲の樹木を伐採して、さらに見晴らしをよくし緯度や経度、標高や地名などの位置情報を記した看板や、円形に見える山並みの名称とかそれらの標高とか、そのようなものが記されたマップ

を設置し、観光へのリピーターをふやしたらいいのではないかと考えております。

この道は、町長が以前お示しされた、サイクリングコースの一部となっております。そのことで、ぜひとも、そのようなちょうど坂を上がって頂上付近になりますので、自転車で上がっても、ちょうど休憩する場所にもいいのではないかと考えております。ぜひとも、そのような整備を進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 大多和議員の2問目の質問で、林道河津折元線の整備で、観光リピーターをとということでございます。

議員、おっしゃいます林道につきましては、通称峰越林道と言っておりますけれど県営でこしらえた林道でございます。頂上付近は見晴らしもよく遠くの山々を展望することができ、そうした景色は非常にいいというように、皆様方からも言っていただきますし、私どももそう思っておりますのでございます。

現在、この林道につきましては、サイクリングルートマップに掲載し、山々を見下ろす休憩ポイントとして紹介してございます。頂上付近でございますので、議員がおっしゃいましたように、町有林が一部ございますし民有の部分もあるところでございます。

この付近、駐車場や展望台等の整備という御提案でございますが、とりあえず、これは林道ということでございますし、冬場は閉鎖といったような状況にもございます。また、施設の整備を行うにいたしましても、冬場閉鎖で、じゃあどういった方が管理といったことも課題があるところではございます。

議員、おっしゃいますように、山々を臨む、いわゆるどういった山が見えるのかというような案内といったようなものは、やはり、上がられる方がいらっしゃいますので、整備は必要かというように思いますし、観光リピーターの増加に関しましては、歓迎していかなければならないし、周辺施設につきましては、ゴギの郷などの利用者数が伸び悩む中でございますので、点でなく面としての、周辺整備として一体的な整備、そういったものをすれば増加が期待できるというように判断しておりますけれど、どのようなことにしたらいいのか、先ほど申し上げましたような看板だけでいいのか、ただ、トイレ、駐車場ということになりますと、また大規模になりますし、また費用対効果といったようなものも出てきます。

あそこは御存じのように岩盤、山を切って、岩盤切つの道路でございますので、普通、「霜くれ」と言いますが、霜が降ったり、冬期が過ぎますとばらばら欠けた岩が落ちてまいりまして、非常に、春先までそれを取り除かないと車も上がれないような状況でございますので、そういったことも考えながら、どういった整備がいいのかということは、今後の検討課題とさせていただきたいというように思っておりますけれど、やはりやるからには、電気設備がなきゃならな

い。ただ、電気設備につきましては、途中までは、無線の中継がございますので、そこまでは町がお金をかけて設置しておりますので、そこからどれだけまたお金がかかるのか、何キロも引張るのかということもございますので議員の御提案につきましては、今後の課題ということで検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 大多和議員。

○議員（２番 大多和安一君） 今、前向きな回答でしたが、検討するということで、検討はしたけど止めた。ということのないように金山谷だったかな、河津だったかな、個人の方が自分の山を切って、桜を植えて、桜の名所にするというようなことも伺っておりますので、ぜひとも町としてもこの河津金山谷から高尻へ抜けるこのルートを整備して、一つの観光の名所とするように検討ということでなしに、検討が実現する方向で検討していただきたいと思います。

次に、３番目のＬＥＤ照明器具交換への補助をということで、質問いたします。本年、１１月２６日政府は温暖化対策として電力消費量の少ない発光ダイオード、いわゆるＬＥＤ照明の利用促進のため、蛍光灯や白熱電球の生産や輸入の規制を強化し、原則としてできなくする方針を固め、２０２０年以降、今から５年以降ですが、全ての照明の供給をＬＥＤにすることを目指すとの報道がありました。

町の電気屋さんで聞いたところ、各家庭の照明を現状からＬＥＤ照明に切り替えるには、取付金具と照明器具そのものを交換することが、手っ取り早いそうです。一般家庭だと、取り替える必要がある照明器具のある場所は、玄関、台所、風呂、トイレ、居室が３部屋程度と仮定して最低７カ所、その他を加えて１０カ所程度の照明器具を交換する必要性が生じてきます。１カ所の取付金具の交換には、大体２，０００円程度、照明器具は大小いろいろありますが、平均すれば１カ所１万円程度だと言われました。合計１万２，０００円プラス消費税が必要となります。１０カ所では、１２万円プラス消費税ということで、消費税８％で計算すると、１２万９，６００円、消費税が１０％に上がるといわれていますが、それでは、１３万２，０００円となります。

町営住宅の照明器具は、家主である町が交換することになると思われますが、個人の住宅の交換費用に関しても、何らかの補助を制度化する必要があるのではないかと思います。

仮にとして、私は計算してみました。吉賀町にどれだけの家があるかはわかりませんが、吉賀町の人口ビジョンの平成２２年の世帯数が２，８０５世帯ということで、２，８００戸と仮定しましたら、２，８００戸に１２万９，６００円をかけますと、３億６，２８８万円、これを一時期に補助するというのは大変な金になりますので、新年度から平均して補助するということで、これを５年計画ですということになると、１年間で７，２５７万６，０００円くらいになります。ただ、消費税が１０％になるというときには、この額がまだふえると思います。

全額は、町費負担が望ましいと思われますが、ただあまりにも町費の持ち出しが多くなるとい

うことで、年収制限などで負担額の上限を15万円程度に設定すれば、ほとんどの家庭がLEDの交換ができるんじゃないでしょうか。仮に15万円として計算して、2,800戸ですと4億2,000万円、これを5年で割りますと年間8,400万円程度になります。

また、今のは一般家庭ですが、個人商店ではやはり商品を明るく見せるためのお店にかかる明かりが非常に大きくなり、これが大きな負担となります。町内の工場では、雇用を守るというような理由で恐らく助成がなり、補助金が算出されるのが、今までの町の姿勢ですが、個人経営の店、個人商店にもある程度のそういう補助なりがあつてしかるべきではないでしょうか。

高速情報通信網基盤整備費補助金として、あの大きなNTTに対し、1億6,200万円ですか、それがしですか、今年度補助しておりますが、町内のそのような小売りの商店にもLED化に伴う、照明に関して照明器具や取り付けの設置に関し、負担してしかるべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、3問目の大多和議員の、LED照明器具交換への補助という御質問でございます。

政府におきましては、省エネ法を改正し、エネルギーを多く消費する白熱灯と蛍光灯について、国内での製造と国外からの輸入を2020年度をめぐりに禁止するという発表がありました。議員が御指摘のとおりでございます。2030年までには、LEDなどの高性能照明の普及率を100%にする計画のようでございます。

現在、白熱灯で利用している照明器具につきましては、電球をLED電球に交換することで対応できるわけでございますけれど、蛍光灯などの照明器具につきましては、議員がおっしゃっており、照明器具を交換し、またその取付金具といったものも経費として必要になるというように思っております。

町にとりましても、公営住宅等に限らず全ての公共施設におきまして、LED照明の切りかえが必要になってくるというわけでございます。交換には、多額の経費が見込まれておるところでございます。単年度に多額の財政負担を伴わないように、今後の計画を計画的には切りかえていく考え方でございますけれど、議員がおっしゃいましたように個人の家庭にはどうなのかということでございます。

テレビにつきましては、アナログからデジタルに移行された際に、同様に国の制度改正によりまして、各家庭で多額の経費が発生することになりました。

LEDになりましたけれど、LED照明の切りかえに伴う経費の補助金については、それもあるのかという部分がございます。議員がおっしゃいましたように1万2,000円、例えば、1,000所帯で3分の1の補助をしても400万円くらいいると、それを、いわゆる各家庭で

部屋がたくさんありますので、家庭に1個だけということにもなりませんしやはりその家庭の議員おっしゃいますような、所得階層に分けてやるというのなかなか困難な部分もございます。

そういったところで、企業また商店等と言われますけれど、そうすると病院なんかは、たくさんの蛍光灯使っておりますし、どういったなかなか線も引かれない状況でございますので、まして、アナログからデジタルに変わったときと同じように、順次、御負担していただきながらやっていただくのが、今のところ私どもとすれば、そうしていただきたいという思いでございまして、議員がおっしゃいますような補助を新たに検討ということは、現在は考えておりませんので、今後、状況が変わればまたということもありますけど、現状では困難ではなかろうかというように考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） テレビはアナログからデジタルに変えたときには、補助もなかったから、今度の照明も同じことだと言われますが、照明は今やなくてはならないものです。しかも町内の大多数が、後期高齢者ならずとも高齢住宅となっており、ほとんどが年金生活者というところもあります。そのような人たちが、15万円程度ですが、それを支出するというのは非常に困難じゃないかなと思っております。今、テレビと一緒にそういうことは考えてないというにべもない返事でしたが、どうかそう言わずに、全家庭に明かりが灯せるように町の負担、補助をできるよう要請して、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、8番目の通告者、2番大多和議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） 引き続き、9番目の通告者、4番、桜下議員の発言を許します。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 最後の質問者になります桜下でございます。休憩があると思っておりますが、休憩がないということで若干動揺しておりますが、質問させていただきます。

私は、教育問題が4点、そのほか1点、計5点質問させていただきます。この教育の問題につきましの4点は、現在、大変重要な課題となっておりますので、質問させていただきます。

まずは、青木新教育長、就任おめでとうございます。私は、教育長とほとんど同じ歳で、しかも同じ自治会に住んでおりますので、今まで町行政に対しまして、いろいろ議論を交わしてまいりましたが、今度は教育長と議員という立場になりましたので、教育行政に関しましてより厳しく、また建設的に意見を、また議論を交わしたいと思います。答弁をよろしく願いいたします。

それでは、最初1点目の、吉賀高校の寮の建設について質問させていただきます。先ほど、同僚議員が全く同じ質問をされましたので、私も進捗状況ということを質問する予定でありましたが、全く重複しますので、その件につきましては質問をしません。進捗状況につきましてはしま

せんが、これも、以前から私も議員の仲間の皆さんに対しましていろいろ話をしておりましたが、9月議会で吉賀高校の寮の建設のことにつきまして、私は、石井前教育長に質問させていただきました。

その中で、町長と教育長が県教委に行きまして、寮の建設について要望したということで、その成果について質問させていただきました。その中で、前教育長は、事務レベルでの協議を開始したということ、私の質問に対しまして答弁されました。

ところが、次の日に、同僚議員には平成29年4月1日に開寮すると、しかも財源につきましても、起債を使い町の持ち出しについては、県が補填すると、そこまで詳しく答弁されました。私はこのことにつきまして町長に確認を取りましたが、町長も「わしは何も聞いてない。」ということでありました。

つまり、前教育長は町長にも報告しないことを、この場で答弁したということになります。

既に、退職をされておりますので大変失礼な質問かと思いますが、私の、自分の信条としまして、やはりこれは質問しなければならないということで、質問してもらいますが、この中身が随分違いますが、このことにつきまして、青木教育長は、前教育長よりどうふうな引継ぎをされていたのかをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） それでは、桜下議員の吉賀高校の寮の建設に関する、前教育長との引継ぎという御質問についてお答えを申し上げたいと思います。

まず、その前に、冒頭、議員からは、私にエールをいただきましてありがとうございます。議員とは知己の間柄でございますが、この場におきましては、今後、子どもたちのために何をなすべきか、大いに議論する機会があると思います。それを楽しみに、そして期待しております。よろしく御指南いただきますようよろしくお願い申し上げます。

どういう引継ぎをしておったかということについて、お答えを申し上げます。

まず、一応時系列のほうで、確認をしたいと思います。

26年7月7日に、寮の改修を知事そして県教育長のほうへ町長並びに教育長が陳情に上がっております。

一年経って27年8月4日に、同じように中村県議様に帯同していただきまして、知事、副知事、教育長のほうに陳情を行いました。そのとき担当窓口はどちらかということをお示しをいただいております。

27年9月7日に、ここで教育施設課長と前教育長が面談をしております。そのときに、寮の具体的な今後の計画というものを協議したように聞いております。

9月の28日に、県の起債の担当のほうから寮として地方債は使えない。また、寮の建設は町

に負担をさせてはならない。これは、地方財政法の27条の定めがあるというふうな連絡がございました。私は、ここまでのことを引き継いでおります。

後、口頭で、寮としてはできないから、多目的な機能を持った交流センター、そういうふうなものをつくってはどうかということを、県のほうと話しておったようでございます。

それにつきましては、いろいろとまだ議論がありましたので、お聞き及びとは思いますが、その中には、有機農産物を使った食事を提供したりとか地区の方たちがそこでときには集まって、高校生と交流したりするとか、そういうふうな、いわゆる構想をもとに、県と町が話をしておったというふうなところまでは、私は引き継いでおります。どういう引継ぎをしたかという御質問につきましては、そういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 町長のほうから関連して答弁を求められたので、それを許可します。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議員は、先ほど御質問の中で、私が何も知らなかったということを行った。ということでございますけれど、先ほど、教育長が御説明しましたように、昨年お願いに行きまして、そんな実績のないのと言われても困ると、実績が出てからというお話でございましたので、2回目を県議も同行して行ったわけでございます。

その帰りに教育長のほうには、県の施設であるんだから県につくらせることをまず考えてくれ、ということをお願いしたわけでございますけれど。

その後、財政というより、副町長のほうから、ファクスが県のほうから来たんだけどどうだろうか、と言うので私は県が工事をするんだろうというふうに思っていたところ、議会でもそのような御答弁があったんで、まあ、変わったんだなと。

その話の中で、県とは、川本に寮があるんだけど狭いので、川本がどっかの民家かどこかの施設を利用してつくっておられるんで、そういう方法もありますね、と言われたんで、まあ方法についてはそれは事務的な段階で話してもらっても財源的なものも、事務的な話をしてくださいということは言って帰ったわけです。

それで、うちのほうでやるような話になってますんで、前教育長を呼びまして、どうなんだと言うと、先ほどのように、県は県独自で建設する気はどうもないようだから、今言うような川本方式を検討させていただいたと、で、財政のほうはどうなのかといいますと、財政のほうには話はしてあるということであつたんで、そのまま置いたんですけれど、うちの財政と話ししますと非常にハードルが高いということであつたので、先ほど、10番議員ですか、こちらのときに、御答弁させていただいたんですけれど、私が、今言うように、議員が私のほうへどうなつとるんかというから、私はその話は聞いてませんから、聞いてないと言ったことであって、事実是这样

でございますけれども、その後、お聞きいただきましたところは、先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（安永 友行君） 4 番、桜下議員。

○議員（4 番 桜下 善博君） よくわかりました。

私が言いたいのは、これは要望であります、同じ質問に対しまして、議員によって答弁が中身が違う、まあ中身が違うことはありません。事務レベルでも財源とか部門、まあ、事務レベルでのことでありますが、中身の濃い深いがあつては私はならないと思います。別の質問であればそれはわかりますが、全く同じ質問に対しましてやはり答弁が、中身の薄い深いでは、私はいけないと思いますので、大変残念な思いであります、今後は、こういうことがないようによろしくお願いいたします。

それでは、2 点目の、同じく教育長にお伺いします。いじめの問題についてであります。つい先月ですか、新聞報道に出ましたが、全国の小学校、中学校、高校のいじめにつきまして調査報告が新聞に載りました。その中で、18 万件のうちの12 万件が小学校という報告が出ております。これは、過去最多であります。

これは、実は最初の調査では非常に少ない数字でありましたが、実は皆さんも御存じと思うんですが、この報告書は6 月にまとめられるんですが、実は7 月の冒頭に岩手県のある中学校で、この、いじめに関すると思われる大変不幸な事件が起こりました。中学生が自死をされたわけです。

これにつきましては、最初は、その中学校はいじめということじゃなくて、その中学校のいじめの件数はゼロ件で、いじめはなかったということで報告をしておりましたが、その事件がありまして、いじめを1 件上げたということを踏まえまして、文科省が、全国の教育委員会にいじめに対しまして再調査をするようにしました。それが、そのことがありまして、数字がどんとふえたわけです。

このことを、私も決算委員会で教育委員会のほうにお聞きしましたが、最初はゼロ件という報告でありましたが、再調査をしまして、当吉賀町でも、平成26 年度にいじめが小学校で7 件、中学校で2 件、計9 件という教育委員会が把握を、把握というかいじめとして認知したということで報告がありました。

それで、この再調査でなぜこんだけふえたかと言いますと、報道によりますと、軽微な事案、同じいじめの中でも軽微な事案とかあるいは短期間で解決したものについても含め、再調査で含めましたので全国のいじめの件数がこんだけふえた、過去最高になったということでもあります。

私は、同じように当町でもこのゼロが9 になったということは、軽微な事案あるいは短期で解決した事案を含めて、ゼロが9 件になったということであると思いますが、まずは、この9 件に

つきまして、既に解決の、もう26年ですね、昨年ですが、既に解決をされたのかどうか。まずは、そこをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） それでは、いじめの把握の件数について、お答えいたします。

当初、ゼロ件であったものが、再調査によって小学校2校7件、中学校2校2件という議員のお話でございましたが、これ御賢察のとおりでございます。

以上でございます。

失礼いたしました。それと、あの（発言する者あり）解消ですね、失礼しました。

今回、報告が上がってきました9件の案件につきましては、案件ごとに詳細報告書が上がってまいります。それを、読まさせていただきますと担任が即座に気づいております。そして、当事者に対して適切な指導を行った結果、全て即日に解消済みとなっております、その旨の報告が上がってきております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 当町でも、既に解決したということで、大変喜ばしいことでありますが、この26年度の全国のいじめに関しましても、これも報道ですが、約88%が、解消されたというふうに報道されました。しかし、この数字につきましては、大変疑問だという意見が既に全国から出ております。そんなにいじめの解消については、甘くないぞということが、全国の意見のように新聞にも出ておりましたが、私もそう思います。

簡単にいじめというものは、軽微なものあるいは短期間で解消というそういうものではないというのが私も思っておりますので、町内では既に解消ということで先ほど報告がありましたが、引き続きまして、この教育委員会におかれましては、いじめというのはいじめを受けている子どもにとりましては、本当にいじめの深刻さ、軽微などないんです。全部深刻なんです。その保護者の皆さんも本当に深刻なんです。だから軽微だとかあるいは短期間で解消とかそういうふうな、何といいますか、軽い認知でなくて本当に、もし、いじめについて学校通じて相談があった場合は、本当に深刻に考えていただいて、いじめの解消をしていただきたいと思います。教育委員会の対応をよろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 議員、御指摘のように、いじめにつきましてはそれは重い軽いはございません。もちろん、最近よく耳にします「いじり」ということにもつながってまいります。このように、学校ではもし学内でいじめ、もしくは、いじり状態があった場合は、その都度指導を行いまして、保護者にも連絡をとるようにして、連携した対応をとっております。

教育委員会では、「いじめ問題対策連絡協議会」というものを開催しておりまして、事案の報告、対策などを協議しております。

議員御指摘のように、いじめを受けたということは、受けた児童、生徒にとっては精神的、肉体的苦痛を伴う、まさに、悲惨なものということを肝に銘じて、学校、保護者、地域、関係機関と連携をとりながら対策に当たっていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4 番、桜下議員。

○議員（4 番 桜下 善博君） それでは、次の、学校の再編についてということで質問をさせていただきます。これも教育長にお聞きします。

先日、全員協議会で、この検討委員会の報告がされました。これは、5 年間のビジョンということですが、教育委員会ではこの検討委員会の報告を受けて来年 3 月に向こう 5 年間の町としてのビジョンを策定されて報告するというふうに聞いておりますが、この検討委員会の報告につきまして、先日、全協で説明がありましたが、私の個人の考えでは非常に、甘い、と言いましょうか、大変委員の皆さんには申しわけありませんが、私は本当にどちらにもとれるような委員会で本当に残念なことと思っております。

例えば、前教育長が、この検討委員会は、何度も質問さしてもらいましたが、子どもたちのことを第一に考える、そういう委員会であるということを再三言われました。しかも再編について、前提としない、あるいは再編を目的としないということを何度も繰り返されました。

しかしながら、この報告書を見ますと、再編についても話をされておられまして、この中にも出ておりますが、「統廃合に対するスタンスとして、統廃合は行うべきではない」と出ております。それと、「中学校につきましても再編は検討すべきではない」とここに述べられています。とはいいいながら、どちらにつきましても、「ただし」がついとります。統廃合につきましては、「学習や学校運営に支障をきたす場合は関係者が協議する必要があるが、それが連鎖的にならないように配慮する必要がある」と。中学校の再編につきましては、「再編を検討すべきではない」と言いながらも、「ただし、極小規模の中学校は個別検討が必要」というふうに報告されます。つまり検討は必要でないけども、しかし検討はしなきゃならない。非常に曖昧な、私は報告書だと思っております。

しかも、小学校につきましてもこういうふうに記載されています。「小学校の統合は、地域から子どもの数を激減させるきっかけとなります。地域の子どもの激減するということは、将来的に吉賀町の人口を激減させる引き金となります。すなわち、小学校存続は、吉賀町そのものの存続に直結するものです。拙速な判断がくだされないよう、本ビジョンとして小学校の統廃合についてはしないということを強く訴える」ということが報告されてます。

私は、この再編につきまして以前も述べさせていただきましたが、再編と地域の問題とは、私は別だと思っております。地域の問題は地域で考えなければならない。学校のことは、子どもたちのことは、やはり学校は学校の、学校がなくなれば地域がすたるとか、それはまた別の問題で、学校があろうがなかろうが、地域は地域で考えるべきなんです。

それをこの報告には、小学校をまるで、「統廃合されると、吉賀町そのものの存続に直結する」と、ここまで述べております。私は、これはほんとに不満であります。吉賀町の存続そのものについて、小学校の存続まで、統廃合まで踏み込むということは、これはあまりにも私はやりすぎと思います、はっきり言いまして。

地域の問題は地域で解決すべきであります。それを、小学校とか中学校の存在まで結びつけて考えるという、それは長い意味ではそうかもしれませんが、私はそれは、私の個人の考えでは間違いと思います。

それで、「子どもの数が少ないからといって、直ちに統廃合を考えるような拙速な判断をくだすことは避けるべきです」とも書いてあります。

また、「中学校の生徒数が少ないことにより、部活動を含めた学習活動に支障がある場合には、複数の学校で一つの部活動を行うなど、柔軟な体制をとることが必要だと思われます」というふうに書いてありますが、実際に、蔵木中学校はバレー部を続けるということで、吉賀中学校に2名ぐらいが週に2回ぐらい練習に行っていました。で、それはやめました。あの、校長先生からお聞きしたんですが、保護者の送り迎えも大変だし、それからバレーボールというのは、いわゆるコンビネーションが大切なスポーツであります。そういうスポーツなのに、週に2回ぐらい、よその学校もんが1人か2人行って合同練習して、いいチームができるわけないんです。これあの、中学校の先生がおっしゃいました。私もそう思います。それなのにこの報告では、その一つの部活動は、柔軟に複数の学校でやることも大事だということが書いてありますが、私のほうからは、ほんとあまりにも現実を知らない、現実を知らないこの委員さん、皆さん申しわけないですけども、私は現実を知らないんだと思います。現に、現場の先生が、複数というのはほんと難しいんだということを言われておりました。私もそう思います。

結局、蔵木中学校から2名バレー部が、吉賀中学に行っておりましたが、これはやめました。もうそれは、保護者も生徒の皆さんからも、もう行きたくないということで、現在はその複数の学校でということとはもうなくなりましたが、そういうのが現実であります。

私は、ほんと、この蔵木中学校の現状、または将来の展望につきまして、6月議会、9月議会ですか、ほんとに蔵木中学校の現状は厳しいんだと、ほんとに部活の選択肢もないし大変な状況に置かれてる、将来も大変だ、ということを私は述べさせていただきましたが、ほんとに蔵木中学校どうするのかと、僕は、蔵木中学校のこと考えてとんのかと。この検討委員会にはほんと、

私はそういうことは含まれてないような気がしてやみません。

とりわけ、柿木地区の皆様が再編には反対ということではありますが、あえてこの検討委員会がこの生徒の推計というのを出しておりますが、柿木中学校は、4年後には中学校が29名、小学校が48名であります。これ推計になりますと、そうしますと、中学校は1クラスが10名になります。小学校につきましては1クラスが約8名になります。で、びっくりしたんですが、この30年後の推計によりますと、実は蔵木地区よりも柿木地区のほうが生徒数が減つとります。全体数でも30年後は、柿木よりも蔵木のほうが人数が多いという推計が出ております。私も当然、柿木のほうが多いと思っておったんですが、この推計によりますと、30年後は、小学校も中学校も柿木地区よりも蔵木地区のほうが生徒が多いという推計が出ております。

だから、柿木の皆さんも反対をされております、そりゃあよくわかります。地域がすたれる、学校なくなれば子どもたちの声が聞かなくなってしまうという思いはわかりますが、この推計にもありますように、ほんとに長いビジョンを考えた場合、私はこの再編については、まあ賛成、反対は言いませんが、避けて通れない問題だと思いますので、この教育委員会が3月に、向こう5年間のビジョンを、予算をつけることを含めて策定をされるということではありますが、この私がるいろいろ述べましたが、この再編につきまして、教育長の強いリーダーシップを考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） それでは、学校の再編について、とりわけ、蔵木中学校の再編についてどう考えるという御質問についてお答えを申し上げます。

蔵木中学校の今後の見通しを申し上げますと、議員御賢察のとおり、まさに極小化という道をたどってまいります。来年度の在校生は10人、29年度は9人、以下8人、9人、9人、5人、4人、2人となる見込みです。しかも、3年後の平成30年度からの3年間は、男子生徒がわずか1人という極端な状況を招きます。この状態をどのように判断するのかというのが、私どもに与えられる使命だと思っております。

先ほど、議員がおっしゃっておられました、吉賀町活力ある学校づくりビジョンの中では、おっしゃられましたように中学校の再編は検討すべきではないという旨の答申をいただいております。しかし、ただし書きで、学校運営が困難になる学校については個別の検討が必要であるということでもあります。

この、学校運営が困難になるということは、2クラスで8人を切ったとき、御存知と思いますが、この8人を切りますと、教職員の定数が5人になってまいります。5人ということは、校長と教頭、あと一般教諭が3人ということで、3人しかいないということであれば、主要5科目のいわゆる授業ができないわけです。県のほうではそういうふうな基本がありますけど、そこ

の辺りは、残りの2人を5教科が対応できるような配慮はしていただいておりますけど、なかなかやっぱり、そこには人的な問題も絡んでまいりますし、満足のいく教育にはならないんではないかと思っております。現実的に、来年度は、もしかすると養護教諭の兼務、もしくは削減というふうな可能性も今ある状況でございます。

そういうふうなこと、現状とか答申を尊重しつつも、いつの時点をもってそういうふうな判断をくだすのかということでございますが、これ大変難しいことでございまして、住民の声をあまりにも聞き過ぎますと、ときにはミスリードということも起こることも考えられます。

そういうことも踏まえまして、私、現在、保護者方たちとの接触は行っておりません。早急に、保護者や地区の方々とまずはお話をさせていただくと、どういう気持ちを持っているのか、それからまず入りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 今、教育長が答弁されましたが、私はもう持論ではありますが、やはり町内の生徒の皆さんは、同じ環境の中で、同じ平等な条件の中で教育を受ける、学生生活を送る、また送らなければならない、またそれが大人の、送らせてあげるのが大人の責任であります。その中でとりわけ、蔵木中学校の名前を再三出して申しわけないんですが、非常に厳しい中で学生生活を送られてることに対して、私は責任があると思います。

この再編につきましては、賛成、反対があると思いますが、何度も言いますが、とにかくこの吉賀町の未来を担う子どもたちのことを第一に考えた、地域の問題とは別として、子どもたちのことを第一に考えたこの再編、あるいはこの教育行政を行っていただきたいと思います。

それでは、同じく教育長にお伺いします。学力の向上についてであります。これも非常に重要な課題であります。

大変残念ながら、私どもがもらっている資料によりますと、吉賀町の学力が大変低いという報告を受けております。島根県も全国の中では低いというように、そういうことでありますが、その中でもまた、島根県の中でも吉賀町の学力が低いということを、教育長も先日の全員協議会で、県の順位の中でも下位にあるということを教育長自身が述べられております。

それで、総務委員会では、ことしの夏に各小中学校を訪問しまして、この学力向上につきまして、各学校の取り組み方、あるいは希望とか、どういうことを議会としてできるかということでヒアリングをさせていただきましたが、ほんとに正直言いまして、各学校の校長先生はほんとに努力をされております。いろんなことについて取り組んでおられますが、残念ながら数字として出ていないのが現実であります。

この検討委員会の報告書の中にも、今後、ICT教育の推進をうたった国や県のモデル校の指

定を受けたり、町独自のモデル校における実践を充実したりするなどして研究を深める必要があります。モデル校制度を通して、ＩＣＴ機器の使用やＩＣＴ教育に関して教員の技量向上が求められます。

ということで、ＩＣＴ教育の推進、教員の技量向上、図書館を活用した教育の充実ということが述べられておりますが、この吉賀町が島根県の中でも大変下位ということを踏まえて、今後、この学力向上につきまして教育長の考えをお聞きます。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） それでは、学力向上についてということに、御質問についてお答えを申し上げます。

先般、全員協議会の中で、吉賀町の小中学生の学力は、県内で低位にランクされてるということを申し上げました。なので、きょうははっきりとした数値を申し上げたいと思います。

町内の小中学生の学力についてですが、平成２６年度の島根県学力調査によりますと、小学校３年生から６年生までが受けた１０科目中５科目で県下最下位。２科目が最下位から２番目、いわゆるまあ、通常ゴルフなんかで言いますとブービー賞になってるということですね。そして１科目が最下位から３番目でした。

同じように中学校では、１２科目中６科目が最下位、１科目が最下位から２番目という結果でございました。しかし、悪いことばかり申してあれなんです、大変うれしい情報もございまして、現在の中学３年生、当時は中学２年生でございましたが、この年代につきましては、社会が県下で１番、数学が２番、国語が３番、理科と英語が５番目にランクされています。

この結果につきましては嘆息せざるを得ませんけど、低学力の原因というものを考えてみますと、とりもなおさず、子どもたちの学校外の学習時間が短いということが上げられると思います。現実には、学習時間がふえた子どもは学力が伸びております。

では、それを家庭でやればいいということになりますが、現実なかなかその、家庭で勉強をやるという環境が整ってないケースが大変多いございます。

そこで、公営塾のような、人を集めて勉強する場所と機会を与えることで、これが重要になってまいります。そのため、町では学習支援員を配置しまして、中学生には土曜日ごとのサタデースクール、これは現在、吉中、蔵中の３年生２２人中１７人が参加しております。また、定期テスト前の勉強会、これは六中の１年生を対象としておりますが、１８人中１５人が参加しております。また、夏休みの夏期学習、今年度は３５人が３日間を受講されました。このようなことを実施しております。

この町には、まあ、田舎ということでありまして、塾というものが少ないです。そのため学校外で勉強する環境面、大変不利な状況でございますが、この吉賀町ではネットによる教育サービ

スというのを活用しまして、それをやっております。都会と田舎の教育環境の格差を、ネットの活用で埋めようという試みでございます。国の号令ではなくて、学習支援の発案で始めた、この町独自の取り組みの今後に期待をしております。

また、学校教育の支援策としまして、教員の負担を減らすために、子どもたちが興味を持って授業に取り組める電子黒板、または実物投影機、パソコン、そういうような物の配置も順次行っております。

このように各種施策をとり行っておりますけど、学力向上にはV字回復となるような特効薬は存在いたしません。今後は、学校教育と学習支援、この2つをどのように組み合わせていくかということが大切になるのでないだろうかと考えています。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） それでは、青木新教育長の、新といいましょうか、リーダーシップをもって、先ほど4点質問させていただきましたが、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に移ります。米のブランド化推進事業につきましてということで、町長にお伺いします。

この質問につきましては、昨日、7番議員も同じような質問をされまして、7番議員からも「もっと関連でこういうことを質問してくれ」というふうに依頼もありましたが、全く同じ質問になりますが、これ私事も随分入っておりますので大変申しわけありませんがお聞きします。

町長の施政方針の中にも、この米のブランド化推進事業を取り組みますと、取り組みを始めますというように述べられておりますし、総合戦略の中にも、このブランド化推進ということで取り組みが始まっております。

その中で、先日、昨日ちょっとふれましたが、全国食味分析鑑定国際コンクールということがあるということで、島根県も出品するということで、まずは島根県の中で予選、まあ予選会というか運動会ではありませんが、予選をするということで出品を募りまして、31検体が出品をされました。

それで、実は私も出品をさせていただきました。私も父から農業を継ぎまして約8年になりますが、私の家も実は牛を飼っております以前は、堆肥を入れておりましたので、私は自分の米が町内では一番うまいというふうに自負をしておりました。ということで、このコンクールのほうに吉賀町の選抜ということで出品をさせていただきましたが、実は結果来まして、31検体中の30番でありました。大変ショックと、それからもうプライドが傷ついたのと、それと逆に、よっしゃあ、ほんならいい米つくってやろうという馬力が湧きました。田んぼは1町しかつくってありませんが、少ない中にもいい米をつくりたい、吉賀町のブランド化になるようないい米をつくりたいという思いは、強いものがありまして、ますますこの結果を見まして、ますます馬力

が湧いたところであります。

というので、なぜこういうふうに、多分検体を出品された方は、この数値を見てどういうことが、食味値とかいろいろありましたが、これを上げるためにはどういうふうにしたらいいだろうかっていうことを、多分皆さんが疑問に持たれてると思います。きのうの7番議員の質問もそういうことがありました。私も食味値が大変低いということで、産業課のほうに、これ、どういうことをしたら食味値が上がるんだろうかという質問をしましたが、もう1にも2にも土壌改良が必要ということでありました。

で、土壌、でどうしたらいいんだろうかということで、指導を受けたんですが、土壌改良には、10年、15年、20年かかるんだと、即効性はないという返事でありました。10年、15年といいますと、私今61ですので、70、80になる頃によろしく美味しい米ができるという、ちょっと私もがっかりしたんですが、やはりその、土壌改良するためには即効性がないというふうな答えだったんですが、私はほんと、即効性はないにしても、とにかくいい米をつくりたいという思いは持っております。

ちょっと話は飛びますが、先々月、注連川の方が、注連川の糧というブランドをつくられて、中国新聞にカラーで大きく載っておりまして、非常に売れ行きも好調ということで、そのように町内の若い方もみんな、美味しい米をつくらうというふうに思われておりますし、それから総合戦略でもブランド化ということで、よろしく町の方も本腰を上げたということに思っておりまして、さあこれからというときに、即効性がないんだとか、土壌改良に15年、20年かかるというふうな、あまりにもこれは、なんかあの、もう少し丁寧な指導が私は必要だと思います。

町長に土壌改良どうしたらいいかちゅうこと聞きましても、町長はあるかわかりませんが、米のブランド化に向けまして、町長のほんとに強い思いというのを再度お聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 桜下議員の米のブランド化に推進事業についてということで、同しような質問を同しように答えなければということで、違ってはいけない部分があるかと思いますが、多少質問が違いますので、違う部分もあるかというように思いますけれど、お許しいただけたらというように思っております。

産業課のほうにおいでになって、いろいろお聞きされたということですが、産業課の職員につきましては、農業技術の専門家でもありませんので、それなりに勉強は真剣に取り組んでおりますけれど、やはり専門家でも、なかなか今の米の食味ということになると難しいんじゃないかなというように思います。農業生産に限らず、やはり、いわゆる職員が申し上げた上に、土づくりが大切だろうというのは、これは農業の基本であろうというように思っております。昔から、「下農は雑草をつくり、中農は米をつくり、上農は土をつくる」と言っております。

戦後、GHQが全国の土壌調査を行った際、黒ボク土があるんで肥沃な土地であろうと、日本列島、と見たところ、火山灰を母体としておるということで、外国の黒ボク土とは違うという言葉を使われておりました。

そうした中で、ほいじゃあ土づくりをするにはどうしたらいいのかということになると、やはり客土が一番いいようございまして、ウクライナの土が一番いいようございまして世界的に、それを持ってくるわけにもいきません。日本でも、以前も申し上げたと思いますけど、秋田県のほうに1カ所、そういったのがあるというように聞いておりますけど、なかなか客土ということにならないので、やはり堆肥等を入れながら土をつくっていくということが大事であろうというように思っております。堆肥を入れて、ほいじゃあ食味がよくなるのかということございましてけれど、先ほど申し上げましたけれど、やはり日本の農業、まして食料増産するためには、化学肥料等入れながら増産してきたと、そういった中で昔からは「堆肥百貫、米一石」というようなことも言われて、堆肥を入れて収量をふやすことを目的としてきたわけでございます。

食味コンクールにおきましては、水分、たんぱく質、アミノ酸、それから脂肪酸、この数値により食味計が食味値を出すということになっておりますので、その優劣を決めるわけございまして、議員が出された、これは県でなしに町でやったコンクールでございまして、どの部分かが不足されておったのではなかろうかというように思っております。

そうしてやはり食味のいいところの米がやはり珍重されるというか、喜ばれ売れるということがありますので、どの地域も食味のいい米をつくるということに努力をしておるわけでございます。

そうした意味で吉賀町におきましても、こうした産地間競争が激しくなるということで、先ほど申し上げましたように、消費者に喜ばれる吉賀町産米、その生産、販売、これをしていくことが重要になってまいりますので、先ほどブランド推進事業でいわゆる品評会等もやらしていただいたところです。

そういった食味や品質の向上に向けた具体的な取り組みといたしましては、やはり専門家の助言といったものを仰ぎながらということございまして、どうしても町内でそれだけ食味の立派な物をつくり続けていらっしゃる方がおられるかということになると、なかなか厳しい部分があるんじゃないかというように思っておりますけど、やはり昨日、答弁のほうで申し上げましたように、非常に食味値とすれば、食味計を販売しておる会社から見れば、それをクリアしておる、非常に食味値がいい、ただ、今のようにコンテストに出す部分においては、まだそれよりもいい食味のものがあったということでもありますので、そういったところのいわゆる栽培方法、そういったものを研究していく必要があるんじゃないかというように思っております。

やはり食味には、私、素人考えではございまして、やはり品種がまず問題になるんじゃないか

ろうかと思えますし、やはり土壌、水、気候、そういったものによってつくり出されるものであろうというように思っております。そうしたものの中で、つくられるもので、何が肥料分として不足するのか、それを補えばいいのかということを考えていかなければ、それはやはり、いわゆるいろんな圃場で、異なる圃場の中、異なる水源の中、気候によっても山の迫ってる所、そうでない所、いろいろあると思えますので、永年耕作してこられた農家の経験に裏打ちされるものであるというように、私は考えております。

やはり産業課の職員、問われましても、営農指導員に問われましても、なかなか正直な食味を向上するためには、こういったものが決め手になりますよということはないんじゃないだろうかというように思っております。

先般、食味コンクールへ産業課長と担当者で行ってまいりましたけれど、そういうときの肥料なんかでも、やはりいろんな肥料を売っておりますけれど、その中に、どれにも「食味、品質向上に効果大」というようなことが書いてありますけれど、どの程度効果があるということは書いてありませんので、やはりこれらは今、全般的にこういったものを入れればよくなるんであるというように、肥料つくりながら売っておるんだらうというように思っておりますけれど。

町といたしましては、ああして吉賀米として全国ブランドになるように売っていこうというように思っておりますので、職員が言いますように、最低3年と言いますけれど、やはり土づくりといったものが大事であらうというように思っておりますし、以前、私が、ずいぶん昔、合併前の話ですけど、農家の方が、その当時まだ牛を飼ってる方がたくさんいらっしゃいましたので、堆肥をつぎ込んで大根つくっておると。隣が有畜農家でないんで、その畑の大根2つ並んでおるんですけど、野猿、猿が持って帰るのは、堆肥をつぎ込んだ田んぼの大根を持って逃げるというので、猿には味がわかるのかなあというようなこと言っておられましたけれど。やはりそういった、これまでの先人のやってこられたこと、また先ほど言いましたようなことわざもありますように、やはりそういったものを継承しながら、また自分で、その圃場、圃場でやはり違うと思えますので、その圃場ではどういった食味のものというのを、自分でやっぱり研究する以外、方法はないんじゃないだろうかというように思っております。

あまり役に立たないような御答弁で申しわけございませんけれど、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 町長からいろいろヒントを伺いましたので、ますますおいしい米づくりに頑張りたいと思います。

以上で、質問終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、9番目の通告者、4番、桜下議員の質問が終わりました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全て終了しましたので、これで本日は散会とします。

午前11時29分散会
